

令和6年度  
定期監査報告書  
(第2期)

令和6年11月

鳥取市監査委員

## 目 次

◎定期監査報告書（第2期）	.....	1
◎監査の概要		
(1)総務部税務・債権管理局	①市民税課 .....	2
	②固定資産税課 .....	9
	③収納推進課 .....	13
(2)市民生活部環境局	①生活環境課 .....	17
	②環境保全課 .....	21

- (注) 1 金額は、千円単位で表示し、単位未満は切捨てとした。  
2 指数は、小数点以下第2位を四捨五入した。  
3 会計年度任用職員は、会任と表記した。

# 令和6年度定期監査報告書（第2期）

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

## 第2 監査の対象

### 1 対象部局

- (1) 総務部税務・債権管理局
  - ①市民税課
  - ②固定資産税課
  - ③収納推進課
- (2) 市民生活部環境局
  - ①生活環境課
  - ②環境保全課

### 2 対象期間

令和6年4月1日から8月31日まで

前回の定期監査対象期間（令和4年度実施）

- ・税務・債権管理局・・・平成4年4月1日から令和4年9月30日まで
- ・環境局・・・・・・・・・・平成4年4月1日から令和4年9月30日まで

## 第3 監査における主眼とする事項

鳥取市監査基準第4条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施した。

## 第4 監査の方法

事務の執行等に係る関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取した。

## 第5 監査の期間

- 1 実施期間 令和6年10月8日から11月12日まで
- 2 説明聴取 令和6年11月12日

## 第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。また、最少の経費で最大の効果、並びに組織及び運営の合理化においても、不合理なものは確認されなかった。

なお、事務処理上の軽易な過誤等については、注意事項として文書により、又はその都度、関係者に対し指示・注意を行った。

## 第7 監査の概要

### ◆総務部 税務・債権管理局

#### 【市民税課】

当課は、課長以下 32 人（うち会任 6 人）で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

（令和 6 年 8 月 31 日現在）

組 織			主な事務分掌
課長・課長補佐	係 長	職 員	
課 長 (本務局長)  課長補佐	[税制係]  (課長補佐兼) 係 長	主 任 3人 主 事 2人 事務員 (会任) 4人	○市税調定の総括に関する事 ○たばこ税及び入湯税の賦課に関する事 ○法人市民税の賦課に関する事 ○軽自動車税の賦課に関する事 ○税証明に関する事 ○自動車臨時運行の許可に関する事 ○市固定資産評価審査委員会に関する事
	[市民税第一係]  係 長	主 任 5人 主 事 7人 事務員 (会任) 1人	○国税との連絡調整に関する事 ○支所との連絡調整に関する事 ○個人住民税の申告に関する事 ○個人住民税の賦課に関する事
	[市民税第二係]  係 長	主 任 2人 主 事 3人 事務員 (会任) 1人	○個人住民税の賦課及び特別徴収に関する事 ○住民登録外課税に関する事 ○e L T A Xに関する事 ○電算業務に関する事

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務、市税賦課事務について実施した。

### 1 予算執行事務

#### (1) 歳 入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収 入 未 済 額	収入率	説 明
款	項	目	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)	(C)/(B)	
使 用 料 及 び 手 数 料	手 数 料	総 務 料 手 数 料	1,425	568	550	18	96.8	自動車臨時運行許可手数料
国庫支出金	国庫補助金	総 務 費 国 庫 金	(11,018)	(11,018)	(0)	(11,018)	(0)	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
県支出金	交付金	総 務 費 交 付 金	284,470	0	0	0	-	徴税費交付金
諸 収 入	雑 入	雑 入	432	0	0	0	-	納税通知書送付用 広告掲載料
計			(11,018) 1,797,286	(11,018) 11,586	(0) 550	(11,018) 11,036	(0) 4.7	

(注) 1 ( ) 内は繰越明許費で内数。

2 当課所管の市税調定（賦課）の状況は「3 市税賦課事務」で詳述。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

①総務手数料 1件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明	
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)		
総 務 費	総務管理費	財産管理費	117	1	1	1.5	1.5	局統括経費	
	徴 税 費	税務総務費	530,299	226,477	21,833	42.7	4.1	固定資産評価審査委員会経費等	
		賦課徴収費		(11,018)	(11,017)	(11,017)	(100.0)	(100.0)	定額減税調整給付金 事業費
				1,591,332	1,369,991	1,330,443	86.1	83.6	課税システム等保守 料等
計			(11,018)	(11,017)	(11,017)	(100.0)	(100.0)		
			2,121,748	1,596,470	1,352,278	75.2	63.7		

(注) ( )内は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①旅 費 2件
- ②需用費 7件
- ③役務費 3件
- ④委託料 4件
- ⑤使用料及び賃借料 2件
- ⑥負担金、補助及び交付金 5件

2 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、適正に管理されていた。

ウ 現 金

現金受払表、つり銭保管状況報告書を確認したところ、おおむね適正に管理されていた。

3 市税賦課事務

(1) 市民税（個人、法人）

ア 課税の状況

市民税課税台帳に登録されているデータを基準にして賦課していた。

課税の計算業務については、課税資料管理システム及び賦課システムなどを運用し事務が行われていた。

調定の状況は、次表のとおりである。

## (ア) 個人市民税の課税状況

## 均等割課税状況

(単位：人・千円・%)

区 分	6 年度		5 年度		増 減			
	人 数	調定額	人 数	調定額	人 数	率	調定額	率
均等割 のみの者	13,396	40,188	7,312	25,592	6,084	83.2	14,596	57.0
上記以外 の者	78,780	7,871,188	84,482	8,539,245	△ 5,702	△ 6.7	△ 668,057	△ 7.8
計	92,176	7,911,376	91,794	8,564,837	382	0.4	△ 653,461	△ 7.6

※各年度とも、総務省実施の「市町村税課税状況等の調」の数値である。(基準日：7月1日)

## 所得割課税状況

(単位：人・千円・%)

区分	6 年度	5 年度	増 減	増減率
納 税 義 務 者 数	78,780	84,482	△ 5,702	△ 6.7
総 所 得 金 額	242,829,653	246,000,356	△ 3,170,703	△ 1.3
所 得 控 除 額	95,597,058	100,312,774	△ 4,715,716	△ 4.7
課 税 標 準 額	153,825,269	150,925,563	2,899,706	1.9
算 出 税 額	9,030,172	8,895,801	134,371	1.5
税 額 控 除 額	645,864	633,063	12,801	2.0
税 額 調 整 額	228	1,145	△ 917	△ 80.1
配当割額及び株式等譲渡所得 割 額 の 控 除 額	30,216	18,035	12,181	67.5
減 免 税 額	93	25	68	272.0
所 得 割 額 ( 調 定 額 )	8,353,771	8,243,533	110,238	1.3

※各年度とも、総務省実施の「市町村税課税状況等の調」の数値である。(基準日：7月1日)

所得区分別総所得金額

(単位：人・千円・%)

区分	6年度			5年度			増減			
	納税者 義務者	総所得金額等	構成比	納税者 義務者	総所得金額等	構成比	納税者 義務者	率	総所得金額等	率
給与所得	65,395	207,944,218	85.6	69,058	209,764,672	85.3	△ 3,663	△ 5.3	△ 1,820,454	△ 0.9
営業所得	2,434	9,679,503	4.0	2,771	10,594,680	4.3	△ 337	△ 12.2	△ 915,177	△ 8.6
農業所得	157	441,678	0.2	176	467,388	0.2	△ 19	△ 10.8	△ 25,710	△ 5.5
その他の 所得	9,822	19,919,470	8.2	11,659	21,400,553	8.7	△ 1,837	△ 15.8	△ 1,481,083	△ 6.9
分離譲渡 所得	972	4,844,784	2.0	818	3,773,063	1.5	154	18.8	1,071,721	28.4
計	78,780	242,829,653	100	84,482	246,000,356	100	△ 5,702	△ 6.7	△ 3,170,703	△ 1.3

※各年度とも、総務省実施の「市町村税課税状況等の調」の数値である。(基準日：7月1日)

徴収区分別課税状況

(単位：人・千円・%)

区分	特別徴収 義務者 (事業所)	納税義務者		調定額					
		人数	構成比	均等割額	所得割額	計	構成比		
6 年度	普通徴収	—	11,203	12.2	45,099	1,188,844	1,233,943	15.6	
	特別徴収	5,943	80,973	87.8	231,429	6,446,004	6,677,433	84.4	
	計	5,943	92,176	100	276,528	7,634,848	7,911,376	100	
5 年度	普通徴収	—	11,381	12.4	53,515	1,246,009	1,299,524	15.2	
	特別徴収	5,937	80,413	87.6	267,764	6,997,549	7,265,313	84.8	
	計	5,937	91,794	100	321,279	8,243,558	8,564,837	100	
増 減	普通徴収	—	△ 178	増 減 率	△ 1.6	△ 8,416	△ 57,165	△ 65,581	△ 5.0
	特別徴収	6	560		0.7	△ 36,335	△ 551,545	△ 587,880	△ 8.1
	計	6	382		0.4	△ 44,751	△ 608,710	△ 653,461	△ 7.6

※各年度とも、総務省実施の「市町村税課税状況等の調」の数値である。(基準日：7月1日)

(イ) 法人市民税の課税状況

(単位：件・千円・%)

区 分	現年度				過年度				
	均等割		法人税割		均等割		法人税割		
	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	
6 年 度	4月	511	20,225	154	29,807	54	17,010	86	18,706
	5月	1,131	85,812	507	119,035	6	514	47	2,794
	6月	700	111,125	393	244,239	97	1,147	65	2,291
	7月	565	98,537	273	152,719	3	276	18	578
	8月	574	45,324	277	82,361	7	446	10	137
	計	3,481	361,023	1,604	628,161	167	19,393	226	24,506
5年度	3,333	350,222	1,643	516,070	149	20,995	217	30,337	
増 減	148	10,801	△ 39	112,091	18	△ 1,602	9	△ 5,831	
増減率	4.4	3.1	△ 2.4	21.7	12.1	△ 7.6	4.1	△ 19.2	

※各年度とも8月末日現在の数値である。

イ 減免の状況

(ア) 個人市民税は、鳥取市税条例（以下「条例」という。）第33条の10第1項第1号の規定に基づき、減免を行っていた。

監査対象期間中の減免は、14件、351千円であった。

(イ) 法人市民税は、条例第25条の規定に基づく課税免除並びに条例第33条の10第1項第4号及び第5号の規定に基づく減免を行っていた。

監査対象期間中の課税免除は、228件、12,695千円、減免は、192件、11,205千円であった。

市民税の減免について、一部抽出し、減免申請書、決定伺等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 軽自動車税

ア 課税の状況

軽自動車税については、条例第69条に規定されている納税義務者に賦課していた。

調定の状況は、次表のとおりである。

(単位：円・台・%)

区 分		税額(円)	台数	調定額				
6 年 度	原動機付 自転車	第1種	50ccまで	2,000	3,641	7,282,000		
		第2種(乙)	51cc~90ccまで	2,000	498	996,000		
		第2種(甲)	91cc~125ccまで	2,400	1,043	2,503,200		
		ミニカー		3,700	135	499,500		
		特定小型原動機付自転車		2,000	26	52,000		
		計		-	5,343	11,332,700		
	軽自動車	二輪車(125cc~250ccまで)		3,600	1,632	5,875,200		
		軽三輪車	重課税	4,600	1	4,600		
		四輪車	貨物用	自家用	旧税率	4,000	3,194	12,776,000
					新税率	5,000	8,611	43,055,000
					重課税	6,000	6,198	37,188,000
			営業用	旧税率	3,000	69	207,000	
				新税率	3,800	212	805,600	
				重課税	4,500	112	504,000	
		乗用	自家用	旧税率	7,200	12,934	93,124,800	
				新税率	10,800	27,031	291,934,800	
				重課税	12,900	11,461	147,846,900	
			営業用	軽課税(1/4)	2,700	43	116,100	
				旧税率	5,500	4	22,000	
				新税率	6,900	6	41,400	
		小型特殊自動車		農耕用	2,400	4,258	10,219,200	
		特殊作業用	5,900	594	3,504,600			
計		-	76,372	647,323,600				
小型自動二輪(251cc以上)		6,000	2,045	12,270,000				
合 計		-	83,760	670,926,300				
5 年 度		-	83,622	657,427,800				
増 減		-	138	13,498,500				
増 減 率		-	0.2	2.1				

※各年度とも8月末日現在の数値である。

## イ 減免の状況

(ア) 条例第70条の9の規定に基づき、納税義務者からの申請書等を審査し課税免除を行っていた。

監査対象期間中、商品用のものとして課税免除は、1,018台、9,278千円であった。

(イ) 条例第78条第1項の規定に基づき、納税義務者からの申請書等を審査し減免を行っていた。

監査対象期間中、公益のために使用するものとして減免は、323台、2,864千円であった。

(ウ) 条例第79条第1項の規定に基づき、納税義務者からの申請書等を審査し減免を行っていた。

監査対象期間中、身体障害者等に対するものとして減免は、881台、8,825千円であった。

軽自動車税の減免について、一部抽出し、減免申請書、決定何等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

(3) 市たばこ税

ア 課税の状況

市たばこ税は、条例第 81 条の 2 及び 86 条の規定に基づき、納税義務者が毎月申告納付している。

調定の状況は、次表のとおりである。

(単位：本・円・%)

6 年度			5 年度		増 減	増減率
課税標準 (売渡し本数)	税 率	調 定 額	調 定 額			
81,907,506	1000本につき 6,552 円	536,657,976	554,545,324		△ 17,887,348	△ 3.2

※各年度とも 8 月末日現在の数値である。

(4) 入湯税

ア 課税の状況

入湯税は、条例第 142 条の規定に基づき、特別徴収義務者が申告納付している。

調定の状況は、次表のとおりである。

(単位：件・人・円・%)

区 分	6 年度				5 年度		増 減 額 (円)	増減率 (%)
	件数 (件)	課税標準 (人)	税率 (円)	調 定 額 (円)	調 定 額 (円)			
鳥 取 温 泉	7	35,833	150	5,374,950	5,656,350		△ 281,400	△ 5.0
吉岡温泉旅館組合	11	1,497	150	224,550	251,100		△ 26,550	△ 10.6
吉 岡 温 泉	4	3,669	150	550,350	684,900		△ 134,550	△ 19.6
浜 村 温 泉	2	3,669	150	550,350	933,300		△ 382,950	△ 41.0
鹿 野 温 泉	3	4,307	150	646,050	682,800		△ 36,750	△ 5.4
計	27	48,975	-	7,346,250	8,208,450		△ 862,200	△ 10.5

※各年度とも 8 月末日現在の数値である。

**【固定資産税課】**

当課は、課長以下 30 人（うち会任 5 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

（令和 6 年 8 月 31 日現在）

組 織			主 な 事 務 分 掌
課 長・ 課長補佐	係長・主幹	職 員	
[固定資産税課]       課 長  課長補佐	[償却資産係]  (課長補佐兼) 係 長	主 任 3 人 主 事 2 人 事務員 (会任) 2 人	○償却資産の申告及び調査に関する事 ○調定、課税免除及び減免に関する事 ○納税義務者等の調査・把握に関する事 ○資産照会、縦覧に関する事 ○電算総括に関する事 ○納税通知書の送付に関する事 ○過誤納金補填金・口座振替に関する事
	[土地係]  係 長  主 幹 2 人	主 任 2 人 (※1) 主 事 4 人 事務員 (会任) 2 人	○土地の評価及び評価システムに関する事 ○都市計画税の課税に関する事 ○仮評価証明に関する事 ○土地現況調査に関する事 ○納税義務者、土地異動の把握に関する事 ○情報管理システムに関する事 ○過誤納金・補填金事務に関する事 ○法務局との連絡調整に関する事
	[家屋係]  係 長	主 事 8 人 事務員 (会任) 1 人	○家屋評価及び賦課に関する事 ○外観評価、仮評価に関する事 ○納税義務者、家屋異動の把握に関する事 ○家屋課税資料の入手に関する事 ○家屋評価システムに関する事 ○県税事務所との連絡調整等に関する事

※1 うち 1 人は再任用

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務、市税賦課事務について実施した。

## 1 予算執行事務

### (1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
市 税	固定資産税	国有資産等所在市町村交付金及び納付金	119,430	117,281	117,281	0	100	
諸 収 入	雑 入	雑 入	502	500	500	0	100	相続財産管理人選任申立予納金還付等
計			119,932	117,781	117,781	0	100	

※当課所管の市税調定（賦課）の状況は「3 市税賦課事務」で詳述。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①国有資産等所在市町村交付金及び納付金 1件
- ②雑入 2件

### (2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
総 務 費	徴 税 費	賦課徴収費	68,747	49,213	15,686	71.6	22.8	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①報償費 1件
- ②旅 費 2件
- ③需用費 4件
- ④役務費 1件
- ⑤委託料 5件
- ⑥使用料及び賃借料 2件
- ⑦負担金、補助及び交付金 3件

## 2 財産管理事務

### (1) 物 品

#### ア 備 品

現品を備品整理簿と照合したところ、おおむね適正に管理されていた。

#### イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

### 3 市税賦課事務

#### (1) 固定資産税

##### ア 課税の状況

固定資産課税台帳に登録された価格を基準にして賦課していた。

課税の計算業務については、賦課システムなどを運用し事務が行われていた。

現年度調定の状況は、次表のとおりである。

(単位：人・千円)

区分	令和6年度		令和5年度		令和4年度	
	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
土地	56,931	3,671,943	56,989	3,692,439	56,876	3,703,764
家屋	61,165	5,585,282	61,062	5,632,009	60,812	5,508,818
償却資産	2,309	1,931,113	2,236	1,932,720	2,182	1,948,582
計	(76,782)	11,188,338	(76,980)	11,257,168	(76,950)	11,161,164
	120,405		120,287		119,870	

※納税義務者数の( )内の数値は、実人数。

※各年度8月末現在。

##### イ 減免の状況

地方税法第367条及び鳥取市税条例第58条の規定に基づき、納税義務者からの申請書等を調査し減免を行っていた。

監査対象期間中の減免は、457件、24,105千円であった。

固定資産税の減免について一部抽出し、減免申請書、決定何等関係書類を通査したところ、おおむね適正に処理されていた。

#### (2) 都市計画税

##### ア 課税の状況

都市計画税については、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して、課税台帳兼名寄帳に登録されたものを基準に賦課していた。

現年度調定の状況は、次表のとおりである。

(単位：人・千円)

区分	令和6年度		令和5年度		令和4年度	
	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
土地	37,277	253,578	37,154	249,877	37,011	253,695
家屋	39,202	292,458	39,024	291,515	38,747	289,045
計	(47,866)	546,036	(47,841)	541,392	(47,783)	542,740
	76,479		76,178		75,758	

※納税義務者数の( )内の数値は、実人数。

※各年度8月末現在。

イ 減免の状況

地方税法第702条の八第7項の規定に基づき、固定資産税に対する減免割合によって減免を行っていた。

監査対象期間中の減免は、195件、1,272千円であった。

都市計画税の減免について一部抽出し、減免申請書、決定伺等関係書類を調査したところ、おおむね適正に処理されていた

**【収納推進課】**

当課は、課長以下 43 人（うち会任 5 人。他課からの兼務 7 人、併任 1 人を含む。）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

（令和 6 年 9 月 1 日現在）

組 織			主 な 事 務 分 掌
課 長・ 課長補佐	係長・主幹	職 員	
課 長    課長補佐	[収納推進課]    （課長補佐兼） 係 長	主 事 3 人 事務員 （会任） 5 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○督促状・催告書の発送に関する事</li> <li>○徴収に関する徴収及び調査の計画に関する事</li> <li>○分納管理の統括に関する事</li> <li>○滞納処分の執行停止に係る管理に関する事</li> <li>○納税義務者の調査に関する事</li> <li>○催告センターに関する事</li> <li>○徴収日報に関する事</li> <li>○不服申し立て、訴訟、及び犯則取締に関する事</li> <li>○交付要求事務（競売・破産事件）に関する事</li> <li>○インターネット公売に関する事</li> </ul>
	[徴収対策第一係]  係 長  主 幹 1 人	主 任 1 人 主 事 5 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○滞納整理の進捗に係る指導及び監督に関する事</li> <li>○市税・国保料（現年・新繰分）の徴収及び納税指導・相談に関する事</li> <li>○差押等滞納処分に関する事</li> <li>○市税充当に関する事</li> <li>○滞納整理の進捗に係る指導及び監督に関する事</li> </ul>
	[徴収対策第二係]  係 長  主 幹 1 人	主 任 3 人 主 事 4 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○滞納整理及び債権整理に係る進捗管理に関する事</li> <li>○市税・国保料（滞納繰越分）の徴収及び納税指導・相談に関する事</li> <li>○差押等滞納処分に関する事</li> <li>○市税充当に関する事</li> <li>○搜索等における警察との連携に関する事</li> </ul>
	[検収係]  係 長	主 任 1 人 主 事 2 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市税・国民健康保険料の収納状況の作成及び報告に関する事</li> <li>○市税・国民健康保険料の検収に関する事</li> <li>○納付環境の整備に関する事</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>○口座振替の促進に関すること</li> <li>○納税証明に関すること</li> <li>○社会保険料の納付に関すること</li> </ul>
	[債権回収係]		<ul style="list-style-type: none"> <li>○債権管理の総合調整及び指導に関すること</li> <li>○債権管理に関する調査、研究及び情報収集に関すること</li> <li>○債権管理方針に関すること</li> <li>○債権管理部会に関すること</li> <li>○徴収計画の進行管理に関すること</li> <li>○債権調査事務に関すること</li> <li>○強制徴収公債権に関すること</li> <li>○私債権及び公債権（非強制徴収債権）に関すること</li> <li>○住宅新築資金等貸付金の滞納整理の指導と進行管理に関すること</li> </ul>
	係長	主任 2人	
	主幹 8人	主事 2人	
	※1		

※1 主幹8人は、主な債権所管課の担当係長が兼務・併任。

【兼務】 人権推進課同和対策係、長寿社会課介護保険係、生活福祉課保護第一係、  
 保険年金課長寿医療係、幼児保育課入所認定係、建築住宅課住宅係、  
 下水道経営課料金係

【併任】 学校保健給食課校務支援係

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務、未収金及び債権管理に対する取組状況、  
 について実施した。

## 1 予算執行事務

### (1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び 手数料	手 数 料	総務手数料	3,000	919	920	△ 1	100.1	
諸 収 入	延滞金、加算 金及び過料	延 滞 金	11,100	5,905	6,394	△ 489	108.3	
諸 収 入	雑 入	雑 入	0	120	120	0	100	
計			14,100	6,945	7,436	△ 490	107.1	

※総務手数料及び延滞金については、鳥取市会計規則第12条の2第2項に基づき月の初日から末日までの期間を取りまとめて、翌月に調定処理しているため収入超過となっている。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①総務手数料 1件
- ②延滞金 1件
- ③雑入 2件

### (2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
総 務 費	徴 税 費	賦課徴収費	143,356	96,477	78,988	67.3	55.1	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①旅 費 2件
- ②需用費 4件
- ③役務費 8件
- ④委託料 3件
- ⑤使用料及び賃借料 1件
- ⑥負担金、補助及び交付金 2件
- ⑦償還金、利子及び割引料 1件

## 2 財産管理事務

### (1) 物 品

#### ア 備 品

現品を備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

#### イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

#### ウ 現 金

保管つり銭現金と整理簿を突合したところ、適正に管理されていた。

## 3 未収金及び債権管理に対する取組状況

地方税法等諸規定及び鳥取市債権管理に関するマニュアル等手順書に沿って処理していた。

### (1) 未収金

#### ア 督 促

地方税法並びに国民健康保険法の規定に基づき、納期限後 20 日以内に督促処理していた。

#### イ 催 告

督促後も未収の場合は、催告処理（納付勧奨）を実施することにより未収解消に努めており、鳥取市納付催告センター（民間委託）による電話催告と全未収納税義務者へ時期を決めて発する文書催告により行っていた。

### (2) 債権管理

#### ア 差 押

催告等による納付勧奨後も未収の場合は、滞納処分を実施することとし、事前に財産調査により納税義務者の状況を把握した後、滞納処分方針を決めることとしていた。

滞納処分の方法は、主に差押、交付要求があり、それぞれ対応していた。

#### イ その他の取組

鳥取市債権管理に関する条例等諸規定及び鳥取市債権管理方針、鳥取市債権管理に関するマニュアルに基づき債権管理に関する事務を執行し債権管理に努めていた。

（主な取組）

- ・債権管理職員研修会の開催
- ・鳥取市債権管理部会、同検討チーム会議の開催
- ・税外収入等他部署債権の徴収事務移管による債権管理
- ・各債権に係る所管課のヒアリング等実施し、進行管理の徹底

◆市民生活部 環境局

【生活環境課】

当課は、課長以下 18 人（うち会任 1 人、他課からの兼務 1 人）で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

（令和 6 年 8 月 31 日現在）

組 織		職 員	主 な 事 務 分 掌
課長・参事 ・課長補佐	係長・主幹		
[生活環境課]  課 長 (本務局長)  課長補佐	[環境政策係]  (課長補佐兼) 係 長  主 幹 1 人 (※1)	主 事 2 人	○環境審議会に関すること ○環境基本計画に関すること ○再生可能エネルギー導入に関すること ○省エネの普及啓発に関すること ○自然保護に関すること ○いかり原太陽光発電所の維持管理に関する こと
	[生活衛生係]  係 長  主 幹 1 人	主 事 1 人	○化製場法に関すること ○クリーニング業法に関すること ○旅館業法に関すること ○住宅宿泊事業法に関すること ○理容師法、美容師法に関すること ○市営墓地の管理に関すること
	[管理係]  係 長  主 幹 1 人	主 任 4 人 (※2)  主 事 2 人 事務員 (会任) 1 人	○一般廃棄物の収集運搬に関すること ○一般廃棄物処理業の許可に関すること ○一般廃棄物処理焼却施設に関すること ○一般廃棄物の減量化及び再利用に関する こと ○家庭ごみ有料指定袋に関すること ○町内会等への分別収集の啓発及び指導・通 知に関すること ○不法投棄対策に関すること ○有害ごみに関すること
参 事 (脱炭素推 進担当)			○脱炭素の推進に関すること ○再生可能エネルギーの導入に関すること ○環境基本計画(脱炭素関係)、地球温暖化対 策実行計画に関すること。

※1 財産経営課主幹が兼務。

※2 うち 2 人は再任用。

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

# 1 予算執行事務

## (1) 一般会計

### ア 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	47	153	153	0	100	行政財産使用料
	手数料	衛生手数料	380,282	144,955	96,546	48,408	66.6	一般廃棄物処理手数料、理美容所開設検査手数料等
国庫支出金	国庫補助金	総務費国庫補助金	(5,950)	(0)	(0)	(0)	(-)	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
		衛生費国庫補助金	5,950	0	0	0	-	循環型社会形成推進交付金
県支出金	県補助金	衛生費県補助金	1,584	0	0	0	-	Let's4R実践活動推進補助金等
諸収入	雑入	雑入	435	0	0	0	-	
市債	市債	衛生債	9,995	2,599	2,599	0	100	古紙類収集事業収入
			157,100	0	0	0	-	一般廃棄物処理事業債
計			(5,950) 555,393	(0) 147,708	(0) 99,299	(0) 48,408	(-) 67.2	

(注) ( ) 内は繰越明許費で内数。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①衛生使用料 4件
- ②衛生手数料 7件
- ③雑入 1件

### イ 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
衛生費	保健衛生費	予防費	934	303	64	32.5	6.9	生活衛生営業許可・監督指導事業費
		環境衛生費	(8,500) 88,121	(2,373) 39,641	(1,929) 36,630	(27.9) 45.0	(22.7) 41.6	名木・古木保存費、環境教育推進費等
		火葬場及び墓地費	59,410	59,410	26,735	100.0	45.0	因幡霊場負担金
	清掃費	清掃総務費	179,066	65,889	29,813	36.8	16.6	ごみの減量化及び再資源化対策費、家庭ごみ有料化事業等
		塵芥処理費	1,849,022	1,840,077	706,281	99.5	38.2	ごみ収集委託費、可燃物処理施設管理運営東部広域負担金等
		し尿処理費	200,454	199,988	89,779	99.8	44.8	因幡浄苑広域負担金、中継槽管理費等
		清掃工場管理費	164,308	6,138	1,093	3.7	0.7	施設維持管理費等
計			(8,500) 2,541,315	(2,373) 2,211,450	(1,929) 890,398	(27.9) 87.0	(22.7) 35.0	

(注) ( ) 内は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①報酬 1件
- ②報償費 2件
- ③旅費 1件
- ④需用費 19件
- ⑤役務費 7件
- ⑥委託料 23件
- ⑦使用料及び賃借料 6件
- ⑧負担金、補助及び交付金 11件

## (2) 墓苑事業費特別会計

### ア 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び 手数料	使用料	墓地使用料	29,630	14,136	13,232	904	93.6	墓地使用料
繰越金	繰越金	繰越金	100	5,203	5,203	0	100	前年度繰越金
財産収入	財産運用収入	利子及び 配当金	2	0	0	0	-	基金運用利子
計			29,732	19,339	18,435	904	95.3	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①墓地使用料 3件

### イ 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
墓苑費	墓苑費	墓苑費	28,713	3,543	2,753	12.3	9.6	第二いなば墓苑用地取得 費、墓地管理費
予備費	予備費	予備費	100	0	0	0	0	
積立金	積立金	積立金	919	0	0	0	0	
計			29,732	3,543	2,753	11.9	9.3	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①需用費 9件
- ②役務費 1件
- ③委託料 2件
- ④負担金、補助及び交付金 1件

### (3) 電気事業費特別会計

#### ア 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び 手数料	使用料	売電収入	27,294	13,923	13,923	0	100.0	売電収入
繰入金	基金繰入金	基金繰入金	11,029	0	0	0	-	
繰越金	繰越金	繰越金	100	773	773	0	100	前年度繰越金
財産収入	財産運用収入	利子及び 配当金	3	0	0	0	-	基金運用利子
計			38,426	14,696	14,696	0	100.0	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

①売電収入 1件

#### イ 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
総務費	総務管理費	維持管理費	15,938	12,034	897	75.5	5.6	青谷町いかり原維持管理費
予備費	予備費	予備費	100	0	0	0	0	
公債費	公債費	公債費	22,385	0	0	0	0	
積立金	積立金	積立金	3	0	0	0	0	
計			38,426	12,034	897	31.3	2.3	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

①委託料 4件

## 2 財産管理事務

### (1) 公有財産

#### ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用許可について、行政財産使用許可申請書、使用許可決定通知書等関係書類を調査したところ、おおむね適正に処理されていた。

### (2) 物 品

#### ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、おおむね適正に管理されていた。

#### イ 切 手

保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

**【環境保全課】**

当課は、課長以下 15 人（うち会任 1 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

（令和 6 年 8 月 31 日現在）

組		織	主 な 事 務 分 掌
課 長・ 課長補佐	主査・係長 ・主幹	職 員	
[環境保全課]  課 長 (本務次長)  課長補佐	[環境保全係]  係 長	主 任 1 人 技 師 1 人 主 事 1 人	○大気汚染防止法に関する事 ○ダイオキシン類対策特別措置法に関する事 ○鳥取県石綿健康被害防止条例に関する事 ○水質汚濁防止法に関する事 ○土壌汚染対策法に関する事 ○湖山池水質浄化対策に関する事 ○騒音規制法・振動規制法に関する事 ○公害苦情処理に関する事
	[指導係]  (課長補佐兼) 係 長  主 幹 3 人	主 事 1 人 廃棄物適正処理推進指導員 (会任) 1 人	○産業廃棄物に係る不法投棄事案に関する事 ○PCB特別措置法に関する事 ○産業廃棄物の自社保管に係る届出及び指導に関する事 ○廃棄物の適正処理に関する普及啓発等に関する事
	[審査係]  主査兼係長	主 任 2 人 技 師 1 人	○廃棄物審議会に関する事 ○産業廃棄物処理施設及び処分業許可・優良認定に関する事 ○一般廃棄物処理施設の許可等に関する事 ○自動車リサイクル法に関する事 ○廃棄物処理施設、処理業者に対する立入検査及び指導に関する事

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

## 1 予算執行事務

### (1) 歳入

(単位:千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未 済 額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及 び手数料	手 数 料	衛 生 手 数 料	2,644	1,232	1,232	0	100	産業廃棄物処分 業許可手数料等
県支出金	県補助金	衛 生 費 県 補 助 金	510	150	0	150	0	みんなで守る湖沼 の自然環境保全推 進事業補助金
諸 収 入	雑 入	雑 入	10,000	0	0	0	-	行政代執行による 不法投棄産業廃棄 物等の処理等に係 る弁償金
計			13,154	1,382	1,232	150	89.1	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①衛生手数料 5件
- ②衛生費県補助金 1件
- ③雑入 1件

### (2) 歳出

(単位:千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
衛 生 費	保 健 衛 生 費	保 健 衛 生 総 務 費	28	9	7	32.1	25.0	
		環 境 衛 生 費	109,734	50,247	39,408	45.8	35.9	産業廃棄物適正 処理推進事業等
		公 害 対 策 費	61,683	52,526	1,065	85.2	1.7	
計			171,445	102,783	40,481	60.0	23.6	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおりである。

- ①報償費 1件
- ②旅 費 2件
- ③需用費 3件
- ④役務費 1件
- ⑤委託料 18件
- ⑥使用料及び賃借料 1件
- ⑦負担金、補助及び交付金 2件

## 2 財産管理事務

### (1) 物 品

#### ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

#### イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。